改正後	改正前
（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2～4　（略）	（特別休暇） **第二十二条**　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 一　（略） 二　職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2～4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年六月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一五―二三

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一　（略）	（年次休暇以外の休暇） **第四条**　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる場合にあっては、人事院の定める非常勤職員に限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 一　（略） 二　非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき　必要と認められる期間 三～十八　（略） 2・3　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1219　（略） 1220　分子的残存病変検査用プログラム **別表第２** １～2046　（略） 2047　感覚刺激誘導式運動訓練支援プログラム	**別表第１** １～1219　（略） （新設） **別表第２** １～2046　（略） （新設）

その他告示

○総務省告示第二百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正